第４部　地震災害復旧・復興

第１章　公共土木施設等の災害復旧

被災した公共土木施設等の早急な災害復旧は,住民の生活の安定と福祉の向上を図るうえで不可欠であるため，本章では公共土木施設等の災害復旧に係る対策を定める。

第１節　公共土木施設等の災害復旧事業等の推進

【名　　瀬：国保年金課・福祉政策課・高齢者福祉課・都市整備課・土木課
・建築住宅課・水道課・下水道課・商工政策課・農林水産課・教育委員会】
【住　　用：市民福祉課・産業建設課・地域教育課】
【笠　　利：市民課・いきいき健康課・地域農政課・建設課
・下水道課笠利分室・水道課笠利分室・産業振興課・地域教育課】

第１　災害復旧事業等の推進

以下,「一般災害対策編 第５部 第１章 第１節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進 第１（一般-5-1-1)」参照

１　災害復旧事業等の計画策定

２　災害復旧事業等の実施要領

３　事業計画の種別

４　復旧・復興事業からの暴力団排除

第２節　激甚災害の指定

【関係機関：鹿児島県】

【名　　瀬：財政課・環境対策課・健康増進課・福祉政策課・高齢者福祉課
・都市整備課・土木課・建築住宅課・商工情報課・農林水産課・教育委員会】

【住　　用：市民福祉課・産業建設課・地域教育課】

【笠　　利：市民課・いきいき健康課・産業振興課・地域農政課・建設課・地域教育課】

第１　激甚災害に関する調査

以下，「一般災害対策編 第５部 第１章 第２節 激甚災害の指定 第１ (一般-5-1-3)」参照

１　市の協力

２　県

第２　特別財政援助額の交付手続等

以下，「一般災害対策編 第５部 第１章 第２節 激甚災害の指定 第２ (一般-5-1-3)」参照

１　市の手続き

第２章　被災者の災害復旧・復興支援

被災した市民が速やかに再起し，生活の安定を早期に回復できるよう，生活相談，災害弔慰金等の支給，税の減免又は各種融資措置など，本章では被災者の支援に係る対策を定める。

第１節　被災者の生活確保

【関係機関：日本郵政株式会社・奄美市】

市及び県は，被災者等の生活再建に向けて，住まいの確保及び生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え，生業や就労の回復による生活資金の継続的確保，コミュニティの維持・回復又は心身のケア等，生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じる必要がある。

また，被災地の復興計画の作成に際しては，地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め，被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み，その維持・回復や再構築に十分に配慮する必要がある。

第１　災害相談

以下，「一般災害対策編 第５部 第２章 第１節 被災者の生活確保 第１（一般-5-2-1)」参照

第２　災害廃棄物等の処理（がれき処理）

以下，「一般災害対策編 第５部 第２章 第１節 被災者の生活確保 第２（一般-5-2-1)」参照

１　処理・処分方法の確立及び仮置場，最終処分地の確保

２　リサイクルの徹底

３　環境汚染の未然防止，住民・作業者の健康管理

４　計画的な災害廃棄物処理の実施

５　損壊家屋等の解体に係る民間事業者との連携及び他の地方公共団体への協力要請

６　建築物等からの石綿飛散・ばく露防止

第３　借地・借家制度の特例の適用に関する事項

以下，「一般災害対策編 第５部 第２章 第１節 被災者の生活確保 第３（一般-5-2-2)」参照

１　大規模な災害の被災地における借地・借家に関する特別措置法の適用手続

２　法適用基準

第４　被災者生活再建支援金の支給

以下，「一般災害対策編 第５部 第２章 第１節 被災者の生活確保 第４（一般-5-2-3)」参照

第５　被災者生活支援金の支給

以下，「一般災害対策編 第５部 第２章 第１節 被災者の生活確保 第５（一般-5-2-4)」参照

第６　災害弔慰金等の支給

以下，「一般災害対策編 第５部 第２章 第１節 被災者の生活確保 第６（一般-5-2-4)」参照

１　災害弔慰金等の支給

２　県単災害弔慰金の支給

３　県単住家災害見舞金

第７　租税の徴収猶予減免等

以下，「一般災害対策編 第５部 第２章 第１節 被災者の生活確保 第７（一般-5-2-5)」参照

第８　生活安定策

以下，「一般災害対策編 第５部 第２章 第１節 被災者の生活確保 第８（一般-5-2-6)」参照

１　職業の斡旋

２　職業相談

第９　災害時における日本郵便株式会社及び郵便局株式会社の業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

以下，「一般災害対策編 第５部 第２章 第１節 被災者の生活確保 第９（一般-5-2-6)」参照

１　被災者に対する郵便葉書等の無償交付

２　被災者が差し出す郵便物の料金免除

３　被災地宛て救助用郵便物の料金免除

４　被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分

５　被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除

６　郵便貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い

７　病院等による医療救護活動

８　簡易保険加入者福祉施設を活用した災害救護活動

９　被災地域地方公共団体に対する簡易生命保険資金による災害応急融資

第 10　被災建築物に関する各種調査に係る被災者への説明

以下，「一般災害対策編 第５部 第２章 第１節 被災者の生活確保 第 10（一般-5-2-7)」参照

第 11　り災証明書の交付

以下，「一般災害対策編 第５部 第２章 第１節 被災者の生活確保 第 11（一般-5-2-7)」参照

第 12　被災者台帳の作成

以下，「一般災害対策編 第５部 第２章 第１節 被災者の生活確保 第 12（一般-5-2-8)」参照

第２節　被災者への融資措置

【関係機関：奄美市社会福祉協議会・各関係機関】

【名　　瀬：福祉政策課・建築住宅課・商工政策課・農林水産課】

【住　　用：市民福祉課・産業建設課】

【笠　　利：いきいき健康課・建設課・産業振興課・地域農政課】

第１　民生関係の融資

以下，「一般災害対策編 第５部 第２章 第２節 被災者への融資措置 第１（一般-5-2-9)」参照

１　生活福祉資金

２　災害援護資金

第２　住宅資金の融資

以下，「一般災害対策編 第５部 第２章 第２節 被災者への融資措置 第２（一般-5-2-11)」参照

１　災害復興住宅建設及び補修資金

２　地すべり関連住宅資金

第３　農林漁業関係の融資

以下，「一般災害対策編 第５部 第２章 第２節 被災者への融資措置 第３（一般-5-2-13)」参照

１　天災融資法による経営資金及び事業資金

２　日本政策金融公庫による災害資金

３　災害復旧つなぎ資金

４　奄美群島振興開発基金

第４　商工業関係の融資

以下，「一般災害対策編 第５部 第２章 第２節 被災者への融資措置 第４（一般-5-2-20)」参照

１　鹿児島県融資制度　緊急災害対策資金

２　政府系金融機関の融資

３　鹿児島県信用保証協会の保証

４　奄美群島振興開発基金

５　鹿児島県中小企業災害復旧資金利子補助事業